

# 中世大袖の規格化と 甲冑用鷹バカリについて

山岸 素夫

## 1. はじめに

大袖は、弓箭を帯びて騎乗する武士の着料で、中世甲冑の典型をなす大鎧<sup>1)</sup>の重要な構成部分である。騎射戦に応じた防具で、上体を広く覆い、楯として機能するとともに威容・美観を添える長方形の大形の袖である。その様式の定形化は平安後期と推定される。ヨーロッパや中国など諸外国の甲冑に例をみない日本甲冑独特の装備である。

後の南北朝時代頃に、打物<sup>2)</sup>として徒立戦を行う下卒の防具で、元来兜と袖を添えない軽快な甲である胴丸<sup>3)</sup>が、戦乱の続発、戦法の変化と熾烈化にともなう甲冑の軽快化の志向を反映し、騎馬の上級武士の着料となるにおよび、大袖は兜とともにこれに付けられた。さらに室町時代には、胴丸より一層軽快な腹巻<sup>4)</sup>にも添えられた。兜・胴・大袖の三部分を同作皆具した胴丸と腹巻は、その構成を大鎧と同じくし、将帥の着用にもたえる精美なものとなったのである。

かくて、大袖は平安後期から室町末期に至る数百年の長きにわたり、戦陣における防具としての機能を発揮し、併せてその威毛の美を競ったのである。

かように使用期間の長期にわたるにもかかわらず、大袖の基本様式はほとんど変化することなく継承されたのである。しかし、子細に検討すると各部分に変遷の跡を認め得る。横幅のごときも時代によって広狭のあることは重要で、注目されねばならない。

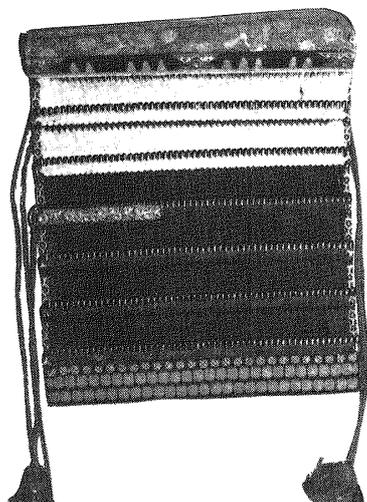
大鎧成立の初期には、おそらく大袖の寸法は甲冑工<sup>5)</sup>の都合により任意に作られていたものであろう。やがて大鎧の様式の整備、定形化が行われると、ある程度の規格を生じたことと思われる。さらに甲冑工の職能集団としての組織化、および甲冑の需要の増大に応じて、製作・修補を効率的

に行うために規格化の進んだことは想像にかたくなかった。したがって、大袖も規格を生じ一定の寸法をとるに至ったのである。

かような大袖の規格化に作用したと推定されるのは、甲冑工専用の私尺の存在である。

甲冑工専用の物差の存在について僅かに言及したのは、江戸時代のことであるが、屋代弘賢と狩谷椽斎とである。弘賢は『古今要覧稿』、椽斎は『本朝度量権衡攷』において、甲冑用鷹バカリ（鷹ザシ）なる私尺の存在を述べた。しかもこの尺度が曲尺の1尺1寸5分なることを一応指摘したのである。

しかるに、その実遺例の存在が指摘されぬこともあって、甲冑用鷹バカリはもちろん、存在したことが想定される甲冑工の専用尺は、以後、甲冑研究者の興味をひくことなく現在に至った。これは甲冑の研究法が、厳密な計測・対比に基づいて進められてこなかったことにもよるが、また一方、計測によって論述した先学の業績にも、かかる問



重要文化財

くろくさかたしるおほおそて  
黒草威上白威大袖 金剛寺蔵

盛上小札54枚を縫重ねて札板1段を構成する。黒草威の上2段を白糸で威し、八双金物・笄金物の折枝の八重菊文透浮彫は室町時代の好尚と作技の一端を示す。 NII-Electronic Library Service

題意識が閑却されていたことによるのである。

例えば、明治18 (1885) 年になり、名著の誉れ高い松原佐久<sup>9)</sup>の『鎧話』は、明治時代の計測・対比による甲冑研究の先駆的論述であるが、所載の甲冑の寸尺は曲尺をもって表示するのである。以後も同様に、甲冑用鷹バカリの検討を試みることは行われず、すべて曲尺による計測表示であった。したがって、これが追究のごときはまったく行われなかったのである。

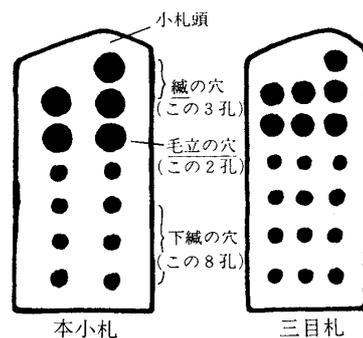
かくて本稿では、中世の大袖の法量たる横幅を考究して、弘賢と椋斎が甲冑用の私尺と指摘した鷹バカリとの照合を行い、検討を加えてみたいと思う。

すなわち、大袖に規格を生じ、一定の横幅をもって作られるに至ったことを、ここに新たに提起し、ついでその寸尺によって、甲冑用鷹バカリの基準尺度としての存在の可能性を検証し、併せて大袖の規格化と甲冑用鷹バカリとの関係について論述するものである。

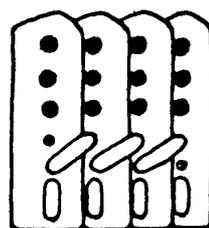
## 2. 大袖の構造と横幅

大袖は、通常小札<sup>7)</sup>の幅の半分強 (三目札<sup>8)</sup>は三分二強) を隣接する小札に重ね合せ、細い革紐を下織<sup>したからみ</sup>の穴に通して緘み綴じ<sup>9)</sup>、横長の板とし、補強と美観のために漆を塗り固めて作った札板<sup>さねいた</sup>を威立<sup>たて</sup>て、その上部には冠板<sup>10)</sup>を設ける。平安後期から鎌倉時代には札板6段、鎌倉後期頃からは7段<sup>11)</sup>を威下げ、以後は7段が定式となった。

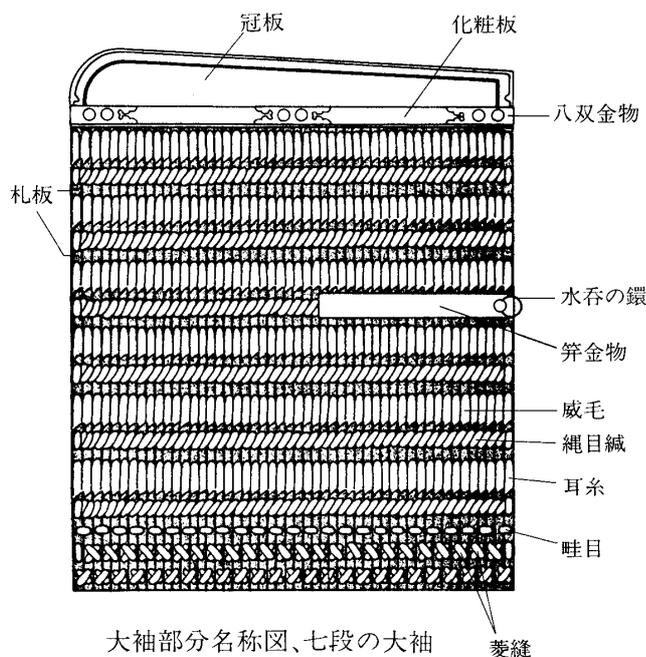
したがって、札板一段の小札枚数は、使用する小札の幅や種類によっておのずから異なる。小札幅の広い平安・鎌倉時代の大袖は、小札枚数が比



小札の形状と部分名称図



本小札の綴じ方の一例



大袖部分名称図、七段の大袖

表1 平安時代～鎌倉時代の大袖幅

所蔵者	威毛の名称	国重宝文	大袖幅		備考
			計測値 (単位:cm)	鷹バカリ換算値 (単位:尺)	
大山祇神社 (愛媛県)	逆沢瀉	◎	27.6	0.72	久山峻氏計測
猿投神社 (愛知県)	小桜威	○	31.2	0.89	三浦弥之助氏計測
赤木家伝来 (岡山県)	赤韋威	○	33.0	0.95	
菅田天神社 (山梨県)	小桜黄返威	◎	33.0	0.95	
巖島神社 (広島県)	小桜威	◎	33.2	0.953	
武州御岳神社 (東京都)	赤糸威	◎	33.0	0.947	
巖島神社 (広島県)	黒糸威	◎	35.0	1.004	
春日大社 (奈良県)	逆沢瀉(火中品)	○	34.0	0.975	焼残った冠板の横幅
鶴ヶ嶺神社 (鹿児島県)	赤糸威	○	33.5	0.961	
武州御岳神社 (東京都)	紫裾濃威	○	33.0	0.947	
巖島神社 (広島県)	浅葱綾威	◎	36.2	1.04	
春日大社 (奈良県)	梅金物紅糸威	◎	33.6	0.964	
日御碕神社 (島根県)	白糸威	○	34.8	0.998	国宝事典より

表2 南北朝時代～室町末期の大袖幅

所 蔵 者	威毛の名称	◎ 国重 宝文	大 袖 幅		備 考
			計 測 値 (単位:cm)	鷹バカリ換算値 (単位:尺)	
櫛引八幡宮 (青森県)	白糸妻取威	◎	35.8	1.027	
〃 〃 ( 〃 )	菊金物赤糸威	◎	35.0	1.004	
メトロポリタン美術館 (アメリカ)	白糸妻取威		35.2	1.01	
巖島神社 (広島県)	黒草威	◎	35.0	1.004	
大蔵神社 ( 〃 )	黒草威		35.4	1.016	広島県文化財
林原美術館 (岡山県)	縹糸威	○	35.0	1.004	
櫛引八幡宮 (青森県)	縹糸肩紅威	○	35.0	1.004	
〃 〃 ( 〃 )	白糸肩紅威	○	35.3	1.013	
長谷寺 (奈良県)	紅糸威	○	34.8	0.998	
橋弁慶山 (京都府)	黒草肩白威	○	35.0	1.004	
浄明山 ( 〃 )	黒草肩白威	○	35.0	1.004	
金剛寺 (大阪府)	黒草肩白威	○	35.0	1.004	
永青文庫 (東京都)	黒草威		35.5	1.018	
太山寺 (兵庫県)	紅糸中白威	○	35.2	1.01	
松浦史料博物館(長崎県)	色々威		35.0	1.004	
靖国神社 (東京都)	色々威		35.0	1.004	
巖島神社 (広島県)	黒草肩紅	○	35.7	1.024	
鹿児島神宮 (鹿児島県)	色々威		35.0	1.004	
個人所蔵 (京都府)	黒草肩赤		35.0	1.004	
毛利博物館 (山口県)	色々威	○	35.5	1.018	
日吉神社 (広島県)	赤糸威	○	35.0	1.004	
尚古集成館 (鹿児島県)	色々威		35.0	1.004	
〃 〃 ( 〃 )	縹糸威		35.0	1.004	
佐太神社 (島根県)	白紫段威	○	35.0	1.004	
致道博物館 (山形県)	色々威	○	34.5	0.989	

較的少ないが、時代の下降にともなう小札幅の縮小傾向<sup>12)</sup>にしたがい、漸次増加するのである。

すなわち、平安後期は10枚代から20枚代、鎌倉時代は20枚代から30枚代、南北朝時代は40枚代であったが、室町時代には50枚代となり、時代の好尚を反映して精緻美麗な作の盛上本小札<sup>13)</sup>を用いたのである。室町末期には幅1.3～1cmという極めて細かい、いわゆる細か札<sup>14)</sup>を生じ、これを縫重ねた66枚・68枚・74枚・78枚などという小札枚数の非常に多い遺例をもみるに至ったのである。中世を通観して遺物による最少は、広島県巖島神社蔵・小桜威大鎧<sup>15)</sup>の大袖の18枚、最多は山形県致道博物館蔵・色々威胴丸<sup>16)</sup>の大袖の78枚である。

なお、札板一段の小札枚数は偶数<sup>17)</sup>を原則とする。規定の寸法に合わせるため適宜に増減しても、決して奇数にすることはない。この点は各時代を通じ厳格に守られたといつてよい。

さて、かかる精緻な作業・工程になる大袖の横幅は、遺例によると、平安後期から鎌倉時代にかけては、33cm、またはこれに近いものを比較的多く見る(表1参照)。

しかるに、南北朝時代から室町時代には、35cm

幅、またはこれに僅差のものが圧倒的に多くあり、当代の大袖は35cm幅をもって原則にしたとも推測されるのである(表2参照)。

袖幅2cmの拡大は、防禦力の向上を志向しての被覆面積拡大のためとも推測されるが、騎射戦が盛行し、大袖が楯としての機能を、最も発揮した時代の遺例が、幅33cm前後とむしろ狭いことをみれば、防禦力の向上は、大袖幅拡大の根拠としては薄弱である。より広く体を被覆せんとするならば、35cmに固執せず、より一層拡大し、任意に横幅を定めて、例えば38cm・39cmに仕立ててもよいと思われる。しかるに管見にして、いまだかかる横幅の遺例を知らない。ただし40cmと特別に広い大袖が青森県櫛引八幡宮に伝来するが、これは例外中の例外というべき存在である。

また一方、美観上の理由とも考えがたい。美観の一要素としての均衡上、多少の広狭は支障ないのである。事実、平安後期の製作と推定される巖島神社蔵・小桜威大鎧、東京都御岳神社蔵・赤糸威大鎧<sup>18)</sup>などは、33cm幅の大袖を付けるが、兜と胴の大きさとの比例において、ことさら袖幅が狭いとの印象はうけない。むしろ二領とも均衡すぐれ

て荘重な外容を誇り、これを見る者にひととき雄偉な印象を与えているのである。また、40cm幅の大袖を添える櫛引八幡宮藏・紫糸肩浅葱白威大鎧<sup>19)</sup>も袖幅の広いことによる異和感は特に覚えな

い。被覆防禦上・美観均衡上とも35cm幅に固執する必然性はまったくないというべきであろう。

35cmの曲尺換算値は1尺1寸5分である。もし中世の甲冑工が曲尺を基準尺にしていたとすれば、端数の出るこの数値は不可解といわざるを得ない。作業の効率を考慮するならば、当然、小札幅や小札枚数の割り出しに便利な、2・3・4・6の倍数となる12、すなわち1尺2寸にするはずである。

したがって、大袖幅の拡大と、それが定形としての普遍化は別の理由・原因によると考えざるを得ないのである。しかも、この寸法が室町末期に至るおよそ二百数十年の長きにわたり墨守され、継続したことは、甲冑史上・計量史上注目すべき事実といわねばならないのである。

### 3. 屋代弘賢と狩谷椽斎の所説

大袖幅が拡大し、35cmを原則ともするに至った理由として、当然、想定されるのは、中世の甲冑工に普遍的に採用され、専ら用いられた私尺の存在と、これによる甲冑部分の法量の規格化である。

甲冑用の私尺の存在を述べたのは、前記屋代弘賢と狩谷椽斎である。古書古文献を類聚的視点で博搜した屋代弘賢は、『古今要覧稿』第二百十五器財部に、

「南都に甲冑用鷹さしといふあり、御尺司林氏製する所なり、その長曲尺一尺一寸五分にあたる。延喜式の造位記尺に比すれば五分短し、その尺に添たる説あり、云、鷹は勇猛の鳥にして子を生じ、巢にありて子に食をあたふるに、巢より一尺枝をさり子をやしなふ。ゆえに是を呼んで鷹度ツカバカリといふ。武勇をいはふ吉例によりて、往古より甲冑に此尺を用ふる事なりとあり」

と記す。「鷹は勇猛の鳥にして云々」は、すでに室町時代の辞書『下学集』<sup>20)</sup>にみるところで、附会の説にすぎないが、この物差を甲冑用として、その1尺の長さは曲尺の1尺1寸5分に当り『延喜内記式』にある造位記尺<sup>21)</sup>に比較し5分短いと述べている点は重要である。

また、狩谷椽斎は、『本朝度量権衡攷』の本朝度量攷に次のごとく記している。

「又、奈良ニテ甲冑ノ用ナリトテ、鷹ハカリト云フ尺を製ス、曲尺ノ一尺一寸五分ナリ、是モ古ニ無キ私尺ナリ」

この鷹ばかりなる物差が辺遠地のものでなく、中世以来甲冑の主要生産地であった奈良で、甲冑工の専用となっていたということは注目すべきである。奈良には、すでに室町時代に岩井派・春田派などの著名な甲冑工の集団が確実に繁栄していた。甲冑鍛冶<sup>22)</sup>の地位が向上した室町末期の甲冑の中には、「南都住」を冠した、例えば「南都住春太光信作」<sup>23)</sup>と兜の鉢裏に刻銘した精巧な製作の鎧も存在している。

全国の甲冑製作の中心地であるこの奈良において、甲冑用の鷹ばかりが作られたということは重要で、いわば甲冑工の専用尺として普及する条件が備わっていたといえよう。

弘賢は「往古より」と述べて、中世すでに用いられていたことを示唆するが、より実証派の椽斎は批判的で「古ニ無キ」と記す。しかし、甲冑が戦陣所用の防具として最も機能を発揮し、生産・活用されたのは中世であるということからすれば、椽斎のいう「古ニ無キ」は「古代に無キ」の義にとれぬことはない。

しかして、弘賢も椽斎も甲冑用鷹ばかりについては注目・追究して記述するところ少なく、研究・批判は無論、甲冑遺例との照合も行なっていない。おそらく江戸後期には、すでにこの尺度が普及すること少なく、実用の時代の終末に近くなっていたため、特に深く追究する意識を持たなかったのであろう。

ただし、江戸中期の故実家伊勢貞丈は、『貞丈雑記』で、特に甲冑用とはいわず、「たかばかりと云ふは、竹の物さしなり、御服さし共云ふ曲尺の一尺二寸五分也」と述べて、呉服尺と同じ尺度との異説を唱えている。弘賢と椽斎の説くところより1寸長いこの尺度は、あるいは、『氏経卿神事日次記』に記す「大たかばかり」の可能性もあろう。

### 4. 大袖幅の実測値と鷹ばかりの尺度

貞丈の説はここではおいて、弘賢と椽斎の記述は同工異曲で、甲冑工専用の私尺が現に存在し、

その尺度の曲尺の1尺1寸5分であることに尽きる。しかも実証家の榎齋は、その正統性にいささか疑問を抱いているようにも解される。

しかるに、前記した大袖幅35cmなる規格を甲冑用鷹バカリとの関係でみるときは、鷹バカリの尺度に新たな信憑性を生じ、かつその存在の可能性を推定し得るのである。

かくて、中世の大鎧・胴丸・腹巻などに添う大袖遺例の中より抽出・選定した大袖を対象とし、その横幅の実測値と甲冑用鷹バカリの尺度との照合を試みようと思う。

大袖幅の実測値を、曲尺の1尺1寸5分を1尺とする尺度に換算し照合すると、南北朝時代から室町時代の大袖遺例の大部分は、表2に掲示したごとく、甲冑用鷹バカリの1尺と断定可能な数値を示すのである。先に述べたごとく、札板は数十枚の小札を縫重ねて作る手工品であるため、正確に1尺となるものは少なく、多少の差異を生じるのはやむを得ないことであるが、その差異は、小さいものは4、5厘、大きいものでも1、2分という僅差で、複雑な工程になる手工品の許容の範囲に属し、甲冑用鷹バカリの尺度と大袖の横幅とは完全に照応すると認め得るのである。

かくして、南北朝時代以降の大袖は規格化が行われ、曲尺の1尺1寸5分を1尺とする物差、すなわち、弘賢と榎齋が甲冑用と指摘した鷹バカリに相当、または同種と考えられる物差の1尺をもって横幅とした可能性が推定されるのである。

## 5. 南北朝と室町時代の甲冑の実測値と鷹バカリの関係

さて、南北朝時代の鎧と室町時代の胴丸を調査

記録した江戸時代の文献と、その二領の甲冑の実測値との照合を行い、甲冑用鷹バカリの基準尺度の曲尺の1尺1寸5分なること、大袖がその尺度の1尺をもって横幅としたことの傍証とする。

まず、八戸市櫛引八幡宮蔵・枝菊金物赤糸威大鎧<sup>24)</sup>を、兜鉢・鞆・胴・大袖・柵檀板・鳩尾板などの部分に分けて描き、さらに要項を詳細に記録した『櫛引緋威鎧図』<sup>25)</sup>は、各部分の寸法を註文に記して貴重である。この註文の一部を要略する。

### 黒札緋威鎧図

一、鎧、本縫小札黒塗、唐紅糸毛引威、前後立上<sup>26)</sup>共塗堅メ、長ヶ輪四ヶ輪、塗堅メ候上、目揉直シ黄染真革ニ而表片鷹羽縫、下その目に而鎧裏壹ヶ輪打午皮溜色塗、下散・引敷・射向・脇楯ニ而四間五下り。

〈中 略〉

但、前立上ヶ鷹斗親札ヨリ壹寸四枚割、端札ヨリ四枚半、長サ壹寸九分、一ノ板幅六寸五分余、二ノ板六寸七分余、後立上ヶ一ノ板幅九寸、逆板九寸式分余、三ノ板九寸七分、鉄革札壹枚置、逆板革札斗。

〈中 略〉

一、太刀掛<sup>27)</sup>一ノ板、鷹斗親札ヨリ壹寸四枚割、端札ヨリ四枚半、長サ式寸、幅壹尺式分、二ノ板壹尺壹寸四分、三ノ板壹尺式寸八分、四ノ板壹尺四寸二分、菱板壹尺五寸三分余、鉄革札壹枚置、四ノ板ヨリ菱板迄革札斗、下縫前同断、威下ヶ八寸七分。

〈中 略〉

一、大袖七板<sup>28)</sup>、本縫小札黒塗、折冠表胸鉄具同様之革着セ、小縁・伏組・金物・化粧板・水

表3 註文記載寸法と実測値

鎧 部 分 名 称		註文記載寸法	実 測 値	鷹バカリ換算値
前立上ヶ(前立拳)	小札長	1寸9分	6.7cm	1寸9分2厘
	一ノ板幅	6寸5分余	22.8cm	6寸5分4厘
後立上ヶ	逆板幅	9寸2分余	32.0cm	9寸1分8厘
太刀掛 (射向草摺)    (左側)	小札長サ	2寸	7 cm	2寸
	一ノ板幅	1尺0寸2分	35.5cm	1尺0寸1分9厘
	二ノ板幅	1尺1寸4分	40.0cm	1尺1寸4分7厘
	三ノ板幅	1尺2寸8分	45.5cm	1尺3寸
	四ノ板幅	1尺4寸2分	50.0cm	1尺4寸3分
	菱縫板幅	1尺5寸3分余	53.3cm	1尺5寸2分9厘
大 袖	小札長サ	2寸	6.9cm	1寸9分9厘
	横幅	1尺	35.0cm	1尺0寸0分4厘

引共同断、〈中略〉

但、小札鷹斗割前同断、長サ式寸、幅壹尺、威下壹尺壹寸、四板目迄鉄革札壹枚置、五枚目ヨリ菱板迄革札斗、下縫前同断。

〈下 略〉

註文に記す「鷹斗」は無論「タカバカリ」である。註文記載の寸尺を本鑑の実測値と照合すると、表3のごとくなる。

およそ六百年を経て幸に現存する枝菊金物赤糸威大鑑の実測値の鷹バカリ換算値は、註文に記す鷹斗による計測値と、僅差をもっていずれも照応しているのである。しかも大袖を「幅壹尺」と明記しているのは、その意義はきわめて大きい。曲尺の1尺1寸5分を1尺とする物差の1尺をもって袖幅とする意識が明瞭に看取される。袖と草摺の小札の長さが丁度2寸に相当するものも注目に値する。

つぎに、これも櫛引八幡宮蔵・白糸肩紅威胴丸<sup>29)</sup>を前出『櫛引緋威鑑図』と同じ手法で描き、要項をこれも詳細に記録した『櫛引八幡神宝小桜威胴丸之図』<sup>30)</sup>の註文を次に要略する。

〈前 略〉

但シ胴丸、鷹斗親札ヨリ壹寸四枚半、端札ヨリ五枚、長サ壹寸六分、前立上ヶ一之板幅六寸八分、二ノ板七寸壹分。

〈中 略〉

一、袖七板、小札割<sup>31)</sup>前同断、長サ壹寸九分、幅一尺、威下ヶ壹尺壹寸、三段目迄鉄革式枚置、四段目ヨリ菱札迄革札斗り、菱板下縫共ニ革、菱トチ両鷹羽縫。

〈下 略〉

大袖幅は本図巻の註文も「幅壹尺」と記す。鷹斗の1尺であるのは重要である。本大袖の実測値35.3cmを鷹バカリの尺度に換算すると1尺1分3厘となる。1分3厘の僅差は許容の範囲として、正に1尺に相当する横幅といえよう。「長サ壹寸九分」とある小札も、メートル法に換算すると6.62cmとなり、実測値6.5~6.6cmに照応する。

1寸当り親札より4枚半、端札より5枚とある小札割りも、本大袖の札板1段当りの小札枚数は52枚であるから正に適當する。

胴の小札は「長サ壹寸六分」と記す。この長さのメートル法換算値5.5cmは、実測値5.5~5.6cmに

照応するのである。

かくて、南北朝時代の作と推定される枝菊金物赤糸威大鑑と室町前期の作と推定される白糸肩紅威胴丸は、その製作の基礎となる寸法を、曲尺の1尺1寸5分を1尺とする物差をもって定めていることが明確となり、註文に記す「鷹斗」は甲冑用鷹バカリに相当するものと推定されるのである。

鷹バカリは竹尺のことといわる、すでに承平年間(931~937)の成立といわれる『和名類聚抄』が「尺竹量也<sup>太加波</sup>可利」と記載し、『伊呂波字類抄』、洞院公賢の日記『園太暦』などにも竹量と記される。

しかし、文永6(1269)年成立の『名語記』<sup>32)</sup>は巻第十に「寸法サス、タカハカリ如何、長計也、長量也、タケハカリヲタカハカリトイヒナセル也」と記す。「長計・長量」と書くのは、丈(長さ)を計る意とも解されるが、通常より長い物差の意、あるいは竹量の宛字とも考えられよう。尺度の記述を欠くが、おそらくその1尺は曲尺の1尺1寸5分に相当するものであろう。

ここで注目すべきは、『園太暦』『大内家壁書』『多聞院日記』などの記事である。『園太暦』は延慶4(1311)年2月25日の条に「兎御衣調進事、絹寸法者用竹量」と記し、『大内家壁書』<sup>33)</sup>は寛正3(1462)年10月25日付麻布寸尺之事に、「御分国中、所納年貢之麻布之事、古式に任、よろしく式丈八尺を以て壹端とす、鷹計を用也〈下略〉」と規定し、麻布1端の長さを定めるのに用いている。

また、『多聞院日記』<sup>34)</sup>は天文12(1543)年4月29日の条に「ヘンサン長尺ニ五丈ヲ三百七十五文ニ買テハリカへ遣了、絹尺ニ五丈七尺五寸アリシカ、一尺六寸ならてハ不余」とある。「長尺」は「タカバカリ」である。屋代弘賢は『古今要覧稿』器財部に「按ずるに、曲尺の一尺一寸五分にあたるものにして、即今南都にてひさぐ甲冑用鷹尺というもの、類にやあらん」と述べている。たしかに、5丈7尺5寸を曲尺の1尺1寸5分で割ると丁度5丈となり、長尺の1尺は曲尺の1尺1寸5分に相当するのである。

『園太暦』『大内家壁書』『多聞院日記』などがともに布帛の長さの計測に用いていること、さらに『古今要覧稿』器財部に武家故実書の『弓馬故実』『大館尚氏記』を引いて「武家所用手綱はすべて

表4 近世の大袖幅

所 蔵 者	威毛の名称	〇〇 国重 宝文	大 袖 幅		
			計 測 値 (単位cm)	鷹バカリ換算値 (単位尺)	曲 尺 換 算 値 (単位尺)
毛利博物館 (山口県)	色々威		30.4		1.00
巖島神社 (広島県)	白糸威	○	30.0		0.99
徳川黎明会 (愛知県)	日の丸威		35.0	1.004	
栲谿神社 (鳥取県)	金小札紅糸威		35.2	1.01	
水戸東照宮 (茨城県)	紅糸威		34.7	0.995	
永青文庫 (東京都)	紅糸威		34.7	0.995	
" " ( " )	紅糸威		35.0	1.004	
中津奥平家旧蔵	萌葱糸妻取威		35.0	1.004	
古河土井家旧蔵	紫裾濃威		34.5	0.989	

麻布一幅、長さはたかばかりにて七尺五寸を常用とす、また「軍陣聞書云、はたの拵様の事、長さ一丈二尺本也、たかばかりの定」と記すごとく、布製の旗・手綱などの長さを定めるためにも用いていることは重要である。このことからタカバカリなる物差は「長計・長量・竹量・鷹斗・長尺」と表記は異なるものの同種の物差で、尺度は曲尺の1尺1寸5分に相当し、一般には布帛の計測に用いていたものと推定されるのである。

## 6. おわりに

前記四章において、中世甲冑の大袖幅の実測値を、曲尺の1尺1寸5分を1尺とする物差と照合し、これの1尺に相当する横幅を持つ大袖多数を検出した。

そして、これが南北朝時代から室町時代末に至る長期にわたる遺例であることを明らかにした。

また、諸文献の検討、大袖遺例との照合により、タカバカリと呼称される物差の尺度は曲尺の1尺1寸5分に相当することを推定した。

さらに『櫛引緋威鎧図』と『櫛引八幡神宝小桜威胴丸之図』の記述をもって、甲冑用鷹バカリの甲冑製作へのかかわりを傍証し得たと信ずる。

かくて、中世の大袖は、遺例によってみると、南北朝時代に規格化が行われ、甲冑用鷹バカリの尺度に相当する物差の1尺をもって横幅とするに至り、以後、室町末期までのおよそ二百数十年の長期にわたり、この規格が継続したものと推定されるのである。

さらに江戸時代の大袖(表4参照)の中にも、35cm幅およびこれに僅差の数値を示す遺例のあることから、この規格は近世の甲冑に継承されたことが推定される。その一方、曲尺の1尺に相当する30cm幅およびこれに僅差の横幅を持つ大袖の存

在することは注目に値しよう。

前出『櫛引緋威鎧図』の註文には鷹斗とともに曲尺による計測の記載もある。例えば、「一、胸八双形金物、曲尺ニ而丈六分、幅三寸壱分余、折返六分、式枚。一、菱板裾金物、曲尺ニ而丈壱寸六分、幅三寸七分、〈中略〉一、総角台座曲尺丈ヶ壱寸六分、幅三寸〈中略〉一、繰之之鉄、曲尺差渡壱寸九分、丸ミ四分」などとあり、曲尺は八双金物・裾金物・大座の鍔・繰締の鍔など金銅製の飾金物や実用の金物の計測に用いられている。

したがって、近世においては甲冑用鷹バカリと曲尺との並び用いられたことが推定され、また、甲冑製作の分業体制の発達にともない、製作者集団の職能に応じての使い分けの行われたことが推考されるのである。

35cm幅の大袖の最も古い遺例は、筆者の知る限り、巖島神社蔵・黒糸威大鎧<sup>35)</sup>の大袖である。本鎧の推定年代は平安末期に上るので、いささか古きにすぎる感を免れないが、あるいは、曲尺の1尺1寸5分を1尺とする物差が当時すでにあり、これの1尺をもって横幅とした可能性もあろう。本鎧の小札の長さ7.7cmが丁度2寸2分に相当するもの興味深いことである。

黒糸威大鎧からおおよそ百年余り下った鎌倉後期の作と推定される巖島神社蔵・浅葱綾威大鎧<sup>36)</sup>の大袖幅の36.2cmは鷹バカリ換算1尺4分。春日大社蔵・歌絵金物大鎧残欠<sup>37)</sup>の大袖の冠板幅35.2cmは1尺1分である。やや下って鎌倉末期に比定されている日御碕神社蔵・白糸威大鎧<sup>38)</sup>の大袖幅の34.8cmは鷹バカリの9寸9分8厘で、正に1尺に相当するものといえよう。

鎌倉時代の甲冑遺例は後代に比較して少なく、かつ鎌倉後期の作と推定されている春日大社蔵・うめかなものくれなゐいとどし梅金物紅糸威大鎧<sup>39)</sup>の大袖幅が33.6cmといま

だ狭いことからみて、鎌倉後期に曲尺の1尺1寸5分を1尺とする物差が甲冑工の専用になったとするのはいささか早計にすぎるといえよう。

しかし、すでに当代、布帛など特殊なものの計測に用いられていた曲尺の1尺1寸5分を1尺とする物差の使用が甲冑工の間にはじまり、この物差の1尺をもって大袖幅とすることが漸次普及しつつあり、規格化の萌芽を生じていたものと推考される。『名語記』所載の「長計」が、『多聞院日記』所載の「長尺」と基準尺度を同じくするものならば、甲冑工に採用された物差は、鎌倉時代に用いられていた「長計」であったと推定することも可能である。

しかして、「タカバカリ」なる呼称を持つ曲尺の1尺1寸5分を1尺とする物差の、甲冑工への普及と大袖幅の規格化は、南北朝時代に本格化したものと推定される。前記したごとく、当期以降の大袖遺例の大部分が、この物差の1尺に相当する横幅をもって作られていることは、これを証するものといえるが、また、このことなくして大袖幅のかかる現象は理解し得ないのである。

甲冑工の間に普及した物差は、中世段階にあっては、ただ単に「タカバカリ」と呼称されていたものと推測されるが、江戸時代に至り、曲尺の一般的普及により、特殊な職能集団における私尺との認識を強くし、特に「甲冑用」と称されるに至ったのであろう。

着用者の体格を考慮して作る胴甲と異なり、その必要のほとんどない大袖は、札板そのものが横に長い方形の平面をなすこともあって、規格化が比較的容易である。しかも、規格化することによって作業・工程が合理化される。さらに分業が可能となり、生産性の一層の向上が望まれるのである。

南北朝時代以降の大袖の多くが、鷹バカリの1尺という規格化された横幅をもって作られていることは、当時、甲冑工の新たな組織化が進み、職能集団として機能する体制の成立を物語るものでもあろう。甲冑工の私尺となる鷹バカリの採用・普及と大袖ひいては甲冑の規格化は、かかる素地の整備があって、はじめて行い得るものと考えられる。

また、別視点からみれば、このことを要請する熾烈な社会情勢の到来を意味するものでもあろう。

南北朝時代から室町時代における戦乱の続発を反映して、飛躍的に増大した甲冑の需要に供給が応じ得たのは、一面において、甲冑工の職能集団としての成長、分業体制の整備など生産体制の全般的な拡充、生産現場における鷹バカリの採用・普及と甲冑部分の規格化にともなう工程の合理化などがあいまって大いに寄与したものと推考されるのである。

以上、いまだ遺例の計測、文献の検討・傍証など不十分のそしりも免れ得ぬものがあるが、甲冑製作の沿革史上と計量具の研究に一視点を提起すべく、あえて小稿を諸賢の高覧に供するものである。

## 後記

本論の執筆に当り、日本計量機器工業連合会専務理事小泉袈裟勝氏より御助言を賜わり、畏友斎藤慎一氏より新資料の提供など多大の御好意を頂いた。また、甲冑遺例の調査や文献の閲覧に当っては、御所蔵の多くの方々の御厚意を賜った。

ここに銘記して深甚の謝意を表す。

## 註

- 1) 騎馬の射戦に適応する構造・造形・機能を持つ小札製の甲冑で、平安後期の成立と推定される。兜・胴・大袖の三部分をもって1領を構成する重装備で、騎射戦に機能し着脱を容易にするため胴の右側を分離し、隙間に脇楯を当てる。胴正面に弦走韋を張り、梅檀板・鳩尾板を垂下して胸脇を防禦する。後立拳の二の板を逆板とし、肩上に障子板を設ける。草摺は4間5段下りを定形とする。
- 2) 太刀・刀・長刀・槍などの打ち鍛えて作った武器。
- 3) 大鎧同様平安後期頃の成立と推定される。古く腹巻と称されたが、後に胴丸と名称がかわった。徒歩で戦う従者の着料であるため、元来兜と袖を付け<sup>ひきあわせ</sup>ない胴を主体とする軽快な甲で、右側を引合(着用時に体を入れる所)とし、<sup>わたがみ</sup>肩先に<sup>ぎょうよう</sup>杏葉を付けて肩先の防禦とした。
- 4) 古く胴丸と称した。文永8(1271)年の『種々御振舞御書』に「胴丸」とあり、鎌倉後期頃の発生と推定される。元来兜と袖のない軽快な甲で、引合を背面に設けて背割りとする。

- 5) 甲冑を作る専門工は、すでに古く『続日本紀』に「甲作・鎧作」とみえる。後には鎧師とも称したが、近世の藩政資料などには具足師・具足屋・甲冑師などと記される。また函工・鎧匠とも称された。
- 6) 出羽由利郡矢島藩士。明治維新後新政府に仕え、後年判事となった。明治43(1910)年歿(76歳)。甲冑を好み、巖島神社宝庫の古鎧、都城津曲氏の胴丸、都々古別神社の古鎧残欠など中世甲冑の遺例を精査し、古式に則る甲冑の製法を実証的に記述し、明治17(1884)年『鎧話』上下2巻を著わした。
- 7) 甲冑の主体をなす革や鉄の縦長の細片で、普通13孔を2例にあける(小札の図参照)。これを並札ともいい、隣接する小札を深く重ね、下緘の穴に革紐を通して緘み綴じる。上の緘みの穴と毛立の穴との5孔は威毛を通して札板を上下に威し連ねる穴である。また、19孔を3例にあけた小札があり、三目札と称する。
- 8) 7) および小札の図参照。
- 9) 深く重ね合せた小札を緘み綴じることを「縫重」と称する。
- 10) 袖の最上部に設ける板。防禦・美観および袖の形状を保つ用途がある。鉄板製絵韋張りで、縁に覆輪を懸ける。立冠板と折冠板とがあり、大袖には立冠板を設ける。
- 11) 甲冑の軽快化の志向を反映して小札は次第に小さくなる。幅が狭くなるとともに長さも短かくなった。このため7段下りを生じ、南北朝時代以降はこれが定形となった。
- 12) 11) 参照。
- 13) 小札幅が狭く、かつ薄くなると、補強のために小札頭に漆下地を厚く塗って盛り上げた。防禦力を強化し、小札頭の形を整え美観を増す効果がある。室町時代に盛行した。
- 14) 幅の極めて狭い小札のこと。専ら奈良で製したところから奈良小札といい、俗に鱗齒小札ともいう。
- 15) 国宝。平安後期の代表的遺例。大きな小札を、桜花を藍染した韋で威立てる。脇楯を失っているが、その姿勢は高雅荘重の趣がある。
- 16) 重要文化財。細か札を紫・紅・白3色で威す。室町最末期の作と推定され、立拳は前3段、後4段と通例より各1段多く、甲冑改革期の特色を持つ。
- 17) 愛媛県大山祇神社蔵逆沢瀉威大鎧の袖、愛知県猿投神社蔵の小桜威大袖など、大鎧形成期の遺例の中には奇数がある。しかし、大袖の札板は偶数を原則としたのである。
- 18) 国宝。平安後期の代表的遺例。大きな小札を茜染の燃え立つように鮮やかな赤糸で威していたが、明治の修理によっていささか古態を失った。しかし、豪壯な趣の優品である。
- 19) 重要文化財。特徴から南北朝時代の作と推定される。やや胴廻りの大きい鎧で、紫糸威の上部を浅葱糸と白糸で威す。句肩白威とも呼ばれる。
- 20) 文安元(1444)年成立。漢和辞書。18に分類し、和訓を付け、漢文で語義を注す。  
鷹秤の注に「鷹猛惡之鳥也、生子在巢、其子生長、則有食親之義、父畏之、居去自巢一尺枝而養子、故呼一尺量、鷹科云伝也」とある。
- 21) 延喜式卷十二内記式に「凡造位記料板二枚、長各八尺、廣二尺四寸、厚二寸。鉄尺一隻、長一尺二寸」とある。
- 22) 甲冑工の中で、鉢を張るなど鉄細工を専門とする者。
- 23) 巖島神社蔵の大内義隆奉納の黒韋肩紅威大鎧(重要文化財)は、製作精緻を極める室町末期の優品である。この筋兜鉢の裏面に「南都住春太光信作」と刻銘する。「春太」は甲冑鍛冶の名流「春田」のことである。
- 24) 国宝。威儀化した大鎧の典型。黒小札を燃え立つごとく鮮やかで深い色の赤糸で威立て、兜・袖・草摺などの各所に、枝菊文透高彫の意匠彫技ともにすぐれた大金物を据える。特に袖は籬に枝菊の金物、その上部に飛雲の金物を据え華麗をきわめる。
- 25) 『櫛引白糸敷目威鎧』『櫛引八幡神宝小桜威胴丸之図』とともに三巻一具をなす。久留米藩士で有職故実家の松岡辰方(1764~1840)の旧蔵書である。明治25年に子孫松岡菊四郎が宮内省図書寮へ献納した。  
三巻とも江戸時代の写本(辰方がみずから写したのかも知れない)。楮紙に、兜鉢・鞆・

- 胴・袖などの部分に分けて描き着色するが、一部白描とする。各図に要点を註記し、さらに図に続けて註文を詳細に記録する。但し『櫛引白糸敷目威鎧』は註文を欠く。図の稚拙な描法や職人用語の使用などからみて、本歌は江戸時代の具足師の製作と推定される。
- 26) 通常立拳<sup>たてあげ</sup>と書く。胴廻りを囲む長側より前後に立ち上った部分。鎧・胴丸とも前2段、後3段を定形とする。
- 27) 鎧の射向<sup>いむけ</sup>（左）の草摺。佩用した太刀が草摺の上にかかるのでこの称がある。
- 28) 大袖を構成する札板7枚（7段）の意。
- 29) 重要文化財。盛上小札を用いた精緻な製作で、花（夕顔と呼ばれているが、国宝浮線綾蒔絵手箱の蓋裏や高台寺蔵・秋草蒔絵文庫の撫子の描写、また撫子裂という名物裂の撫子文に類似する。撫子というべきであろう）唐草文の金物を据え、将帥の着料にふさわしい製作と装飾の初期の例品。白糸威の上2段を紅糸で威し、外観は美麗で気品高い。
- 30) 25) 参照。白糸肩紅威を「小桜威」とするのは江戸時代の呼称。元禄15（1702）年の『甲冑録』に「小桜威、白糸ト薄紅糸ヲ以テ威スナリ」とある。
- 31) 札板の表に見える小札の1寸当りの枚数。小札幅の広狭により枚数に差が出る。時代観を示す指標の一つ。親札とは13孔を2行にあげた本胴丸の主体をなす小札。端札は札板の端の小札に重ねる7孔を1行あげた半分幅の小札。端札より1寸5枚は室町時代に相応する。
- 32) 建治元（1275）年改訂成立の、いろは引き語源辞書。もと十巻。現在第一巻を欠く。語源を発音をもとに問答体で説明。鎌倉時代の日常語彙を知る好資料。稻荷法橋経尊著で、執権北条実時に献上された。経尊自筆本は国宝指定。長く非公開だったが、昭和58年北野克氏が、同氏の筆写本を勉誠社から刊行し、全貌がようやく世に知られた。本稿の引用も北野氏刊行の学恩による。
- 33) 守護大名大内氏制定の分国法。殿中儀礼・軍役・年貢・商業・経済・交通・寺社保護などの約50通よりなり武士・農民・商人を統制する。
- 34) 奈良興福寺五師職宗芸・多聞院主英俊・宗英などの日記46巻。文明10（1478）年から元和3（1617）年に至る。中世末から近世初頭の政治・社会・文化などを知る史料として貴重である。引用文は辻善之助編・角川書店刊本によった。
- 35) 国宝。平安末期の作と推定。兜・胴・大袖および柵檀板・鳩尾板を完備し保存良好である。藍をもって深く染めた黒糸をもって威し、形姿端正で気品ある。
- 36) 国宝。鎌倉後期と推定。精巧な製作の四方白の兜は長鋏形を立て、弦走韋は不動明王二童子像の絵韋を用い、浅葱綾を畳んだ威毛をもって威立てるなど異彩を放つ。梅の開きやや大きく、吹返の形状や草摺<sup>たぬ</sup>の撓、5段の長側などに甲冑変革の萌芽を示す。
- 37) 重要文化財。春日大社の本談議屋に伝来したが、寛政3（1791）年9月の火災で焼損し、現在兜鉢・胸板・袖の冠板および八双金物などが残る。もとは紫糸妻取威であった。鉢には正面左右に鹿、脇に籬に枝菊の金物を据える。冠板は表に枝菊と岩に波、菖蒲と橋などの金物を据えて、かつての華麗な外容をしのぶに足る精巧な作を示す。
- 38) 国宝。甲冑変革期の様相顕著な鎧。兜は小星を繁く打ち、八幡座や篠垂などの飾金物は技巧化して華麗である。据文金物や八双鋌などに花輪違を用いる。出雲の佐々木一門の武将の着料と推定される。
- 39) 国宝。製作は精緻を極め、保存また完好である。八幡座・据文金物・裾金物などに意匠巧妙な梅樹文を彫技鋭どく透彫する。長鋏形を立てる鋏形台は浮彫玉眼入りの獅嚙で異彩を放つ。

## “The Standardization of the Armours available in the Japanese Middle Age and a Rule for Armours called “Taka-Bakari”

Motoo Yamagishi

An armour of Ōyoroi type, the symbol of the armours available in the Japanese middle age, was characterized with a big rectangular sleeve for defense together with a helmet and with a lace of brilliant colours having shown a majestic appearance. The so-called Ōsode, the above sleeve of “Ōyoroi”, was later attached to a light armour of Dōmaru type or Haramaki type, too and used for practice over through the middle age.

The “Ōsode” sleeve is assumed to have been formerly made in an arbitrary dimension. In the latter Kamakura era it began to be made 35 cm wide, expanding wider than the conventional. Since the Nanboku-cho era the dimension of the width of Ōsode seemed to be standardized and it continued for about two hundred and several ten years up to the end of the Muromachi era.

I watched the fact the dimension of a 35 cm wide Ōsode corresponded to just one shaku of the “Taka-Bakari” which equalled one shaku one sun five bu of a regular scale, while Hirotaka Yashiro and Ekisai Kariya pointed that the “Taka-Bakari” was used for an armour making. So I compared real measurement values shown in “Kattyu Irei”, an old literature, with the “Taka-Bakari” and referred to the related literatures for an evidence supporting my judgement. After my research I assume that “Taka-Bakari” began to be used by craftsmen of armours at the latter Kamakura era and Ōsode was standardized with a “Taka-Bakari” as standard scale since the Nanpoku-cho era, and the width was made one shaku of the “Taka-Bakari”.

I assume the Following, too :

in the background that the “Taka-Bakari” prevailed among the craftsman of armours and was standardized,

- 1) there was an increasing demand for armours which reflected breaking conflicts in succession and
- 2) coping with it, a craft unicom was organized and process rationalization per standardization or division of labor followed.